

第3次伊勢崎市総合計画等策定支援業務仕様書

1 業務名

第3次伊勢崎市総合計画等策定支援業務

2 目的

本業務は、平成26年度に策定した第2次伊勢崎市総合計画（以下「現計画」という。）が終了することから、令和5年度から令和6年度の間、第3次伊勢崎市総合計画（以下「新計画」という。）とともに国のデジタル田園都市国家構想総合戦略に対応した伊勢崎市版総合戦略（以下「新戦略」という。）を一体的に策定することを目的とする。

また、新計画及び新戦略については、昨今の社会の潮流や本市の地域特性、市民ニーズの分析により、本市の強みを生かし、課題の解決に向けた実効性のある計画づくりを行うこととする。なお、策定にあたっては現計画及び現行の第2期伊勢崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「現戦略」という。）の検証、本市の現状と課題、市民ニーズや市を取り巻く社会経済情勢等の多くのデータ収集と多様で高度な分析が必要である。ついては、新計画及び新戦略の策定に係る作業や現状分析等を円滑に実施するために必要となる支援について、豊富な経験と高い専門知識を有し、効率的かつ効果的に支援できる事業者へ委託するものである。

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 計画の構成及び期間

【新計画】

(1) 長期ビジョン（基本構想）（以下、長期ビジョン）

長期ビジョンは、策定から10年間を展望して本市が目指すべき将来像と、それを実現するために必要な施策の方向性を明らかにするもので、令和7年度から令和16年度を目標とする10年間を計画期間とする。

(2) アクションプラン（基本計画）（以下、アクションプラン）

アクションプランは、長期ビジョンに掲げる分野の柱ごとに示した重点的な施策について、取り組む施策の基本的な方向性や目標値、重点事業を掲げて示す。前期及び後期の計画とする。

①前期アクションプランは、長期ビジョンの計画期間において中間目標を設定するため、計画期間を5年間（目標年次を令和11年度）とする。

②後期アクションプランは、令和12年度から令和16年度までの5年間を計画期間とするが、計画期間中において期間の前倒しにより、6年間の後期アクションプランの策定も可能とするなど、必要に応じて見直しできるものとする。

【新戦略】

国のデジタル田園都市国家構想総合戦略における構成及び計画期間を勘案し、現戦略を令和5年度に改訂し、令和7年度からは新計画と一体的な計画となるよう策定するものとする。また、新計画の重点を明確化するため、市政にとって特に重要であり優先的に取り組むべき事項について具体的に盛り込む「重点プロジェクト」に新戦略を位置づけ推進することを想定している。ただし、プロポーザルの実施において決定した契約候補者との協議内容等により変更する場合がある。

5 策定体制

(1) 庁内体制

①伊勢崎市総合計画策定委員会

副市長、教育長及び部長等により構成し、総合計画の策定に向け審議及び調整を行う。

②総合計画策定部会

策定委員会の下部組織として、副部長及び課長等により構成し、健康医療・福祉部会、都市基盤・産業観光部会、安心安全・環境部会、教育・生涯学習スポーツ文化部会、協働共生・行財政部会を設置し、分野別の検討を行う。

③総合計画策定小委員会

策定部会の下部組織として、係長以下の職員により構成し、分野別の検討を行う。

(2) 審議体制

①総合計画審議会

伊勢崎市総合計画審議会条例（平成 18 年条例第 275 号）に基づき、市長の諮問に応じて計画を審議し、答申する。

②伊勢崎市議会

長期ビジョン（基本構想）は、条例による議決事件となっているため、市長から最終的な新計画（案）を議案として提案し、市議会による審議を経て議決する。基本計画は最終的な新計画（案）を市議会に報告する。また、策定段階においては、必要に応じて議会からの意見聴取等の機会を設ける。

(3) 市民参画

①市民アンケート調査

市民目線による各分野の現状と課題等を把握するために、18歳以上の全市民を対象に、無作為抽出（2,000件）による市民アンケート調査（意向調査）を実施する。

②高校生・大学生アンケート調査

将来の伊勢崎市を担う市内の高校、大学に通う若者の意見を把握するため、インターネット調査を実施する。

③まちづくり市民ワークショップ

計画の策定段階から市民が参画し、まちづくりについて主体的に検討していくため、まちづくり市民ワークショップを設置する。

④市長懇話会

将来の伊勢崎市に向けた地域課題等について、関係団体（者）と意見交換する。

⑤地区別市政懇談会

重点政策と主な取組について懇談し、地区別の課題等を把握する。

⑥関係団体等ヒアリング

一般市民等の参画によるまちづくり市民ワークショップにおける主体的な検討の実施に加え、市内の農業、商工業、観光業、福祉関係団体、子育て支援団体等の関係団体から専門的な意見聴取を行う。

⑦パブリックコメント

長期ビジョン（素案）及びアクションプラン（素案）を市民に公表し、広く意見を求め、市民等から提出された意見を考慮して計画策定を行う。

⑧その他意見聴取

市の広報やホームページ等を活用して、市民に対し計画の策定状況を情報公開するとともに、必要に応じて各種説明会等を実施するなど、様々な機会を捉えて市民からの意見を広く聴取する。

6 委託業務内容

新計画及び新戦略の策定作業を効率的に進めるために下記の業務を行うものとする。なお、業務内容については、必要と思われる事項を示したものであり、プロポーザルの実施において決定した契約候補者との協議内容等により、仕様の変更を行う場合がある。

(1) 計画準備

本業務の目的を十分に把握し、本市と調整を図ったうえで業務内容とそのスケジュール、役割分担や業務実施体制等を明確にした合理的な業務実施計画書を作成する。

(2) 基礎調査

①現計画の施策別の課題及び問題点の整理

②現戦略の評価及び検証

③国、群馬県の計画や個別計画等の整理及び新計画・新戦略への影響を分析

④市街地形成、地域特性や本市を取り巻く社会経済情勢の変化の現状分析

本市の行政基盤（人口推移、産業、観光、交通、土地利用、子育て、福祉、教育、財政等）の現況から、近隣自治体や類似自治体との比較による、本市の強み・弱みの整理及び特性の分析などを行う。

⑤人口ビジョン（人口予測）の作成・分析

国の長期ビジョン及び国が示す地方人口ビジョンの策定のための手引き等を勘案して作成し、分析する。

⑥計画策定に係るアンケート調査（市民アンケート調査、高校生・大学生アンケート）

アンケートの調査票作成の支援を行い、市が発送（配信）、回収する調査票を集計、分析する。アンケートは、紙媒体のほか電子媒体でも行うことから、市は受託者に対し電子媒体のデータを提供することとし、紙媒体と合わせて集計、分析する。

※市民アンケート調査は紙媒体と電子媒体の併用、高校生・大学生アンケートは電子媒体のみの調査を予定している。

(3) 市民の意見や提案を反映するための市民参画支援

①ワークショップの運営支援

ア 運営手法等の提案及び実施

運営手法等の提案及び実施（当日のファシリテーター業務、意見集約作業支援等を含む。）並びに当日の資料作成等の支援を行う。

イ 内容及び開催回数

長期ビジョンの検討（令和5年度 3回程度）

アクションプランの検討（令和6年度 3回程度）

ウ 意見の整理・記録の作成

エ 報告書の作成

※上記は現時点の想定であり、契約候補者決定後の協議内容等に基づき、最終決定するものとする。

②市長懇話会（3回程度）、地区別市政懇談会（5地区各1回）及び関係団体等ヒアリング（5団体程度）の事前支援

運営手法の提案、当日の資料作成等の支援や運営に対する助言を行う。

(4) 庁内会議（策定委員会、部会及び小委員会）及び市議会への説明会の事前支援
策定段階における庁内会議の運営手法、2箇年にわたり必要とされる回数等を提案し、会議の資料作成等の支援や運営に対する助言を行う。また、必要に応じた市議会への説明会についても同様の運営支援を行う。

(5) 総合計画審議会の事前支援

審議会の運営手法の提案、資料作成等の支援や運営に対する助言を行う。令和5年度に3回程度、令和6年度に4回程度を行うこととする。

(6) 外部有識者ヒアリングの事前支援及び講師謝礼

長期ビジョン策定に向け、時代の潮流を踏まえた将来の伊勢崎市の姿を描くため、DXやGX等の分野で活躍する有識者をゲストに迎えヒアリングを令和5年度に3回実施する。運営手法等の助言を行い、人選については、各回異なるゲストを提案し、市と協議の上決定するものとし、3回分の講師謝礼（旅費を含む）を委託業務に含むものとする。

(7) 長期ビジョン（案）、アクションプラン（案）及び新戦略（案）の提案・策定支援

達成目標や成果指標等を含めた全体構成等に対する提案、助言を行う。また、基礎調査をはじめ、審議会、市民参画やパブリックコメントの意見、現計画・現戦略の検証等を踏まえた検討等の策定に関する支援を行う。

新戦略（案）は、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略及び群馬県総合戦略を勘案し、現戦略を令和5年度に改訂し、令和7年度からは新計画と一体的な計画となるよう策定するものとする。新計画（案）内の市政にとって特に重要であり優先的に取り組むべき事項について具体的に盛り込む「重点プロジェクト」に新戦略を位置づけることを想定しているが、全体構成の中の位置づけ等について別手法の提案を妨げるものではない。

(8) 総合計画の目標設定、進行管理の仕組みづくり支援

市民に分かりやすく、実効性のある計画にするため、達成目標や成果指標の設定及びPDCAサイクル等の進行管理の具体的手法の提案、仕組みづくりに対する支援を行う。また、計画にSDGsの国際目標を関連づけるとともに、市独自のSDGsローカル指標設定の提案、助言を行う。

(9) 計画策定全般に関する助言及び打ち合わせ

計画策定全般に関する助言を行うとともに、その他必要な事項について打ち合わせを必要な都度行う。打ち合わせは、対面を原則とするがオンラインによる打ち合わせも可とする。

(10) 総合計画本編・概要版の原案の作成

①印刷原稿の調整、原案作成

市で作成した原稿をもとに全体の調整を図り、多くの市民が計画の内容を理解できるよう、適切な写真、図表、イラスト等を挿入し、原案を作成する。

ア 総合計画本編原案

150ページ程度（表紙、裏表紙含む）

イ 総合計画概要版原案

8ページ程度

②デザイン、レイアウト作業

総合計画本編原案、概要版原案のデザイン、レイアウト作業を行う。構成（項目、色、レイアウト等）の工夫や写真、図表、地図、イラスト等を用いたデザインとする。概要版については、特に写真やイラストが主体となった、より親しみやすいデザインとし、誰が見ても理解しやすいような表現内容とする。

7 委託業務スケジュール

令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・計画準備 ・基礎調査業務（人口ビジョン（案）の作成・分析含む） ・市民の意見や提案を反映するための市民参画支援 ・総合計画策定委員会、策定部会及び策定小委員会の事前支援 ・市議会への説明会の事前支援 ・総合計画審議会の事前支援 ・外部有識者ヒアリングの事前支援及び講師謝礼 ・長期ビジョン（案）及びアクションプラン（案）の提案・策定支援 ・現戦略（改訂案）の提案・改訂支援 ・総合計画の目標設定、進行管理の仕組みづくり支援 <p>★3月頃 長期ビジョン素案・現戦略改訂素案パブリックコメント</p>
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎調査業務 ・市民の意見や提案を反映するための市民参画支援 ・総合計画策定委員会、策定部会及び策定小委員会の事前支援 ・市議会への説明会の事前支援 ・総合計画審議会の事前支援 ・長期ビジョン（案）及びアクションプラン（案）の提案・策定支援 ・新戦略（案）の提案・策定支援 ・総合計画の目標設定、進行管理の仕組みづくり支援 ・総合計画本編・概要版のデザイン・レイアウト案の作成 <p>★6月定例会において長期ビジョン（案）を議会上程予定</p> <p>★9月頃 アクションプラン素案・新戦略素案パブリックコメント</p> <p>★12月定例会において新計画（案）・新戦略（案）を議会報告予定</p>

8 成果物に関すること

以下の成果物を納品する。

(1) 令和5年度

- ①現計画・現戦略の検証結果・結果報告書
- ②基礎調査業務に係る結果及び分析結果報告書（人口ビジョン（案）含む）
- ③各種アンケート分析結果報告書
- ④まちづくり市民ワークショップの報告書
- ⑤令和5年度業務報告書
- ⑥現戦略（改訂案）

⑦その他、本業務の進捗状況により市と協議し決定した書類

(2) 令和6年度

①基礎調査業務に係る結果及び分析結果報告書

②まちづくり市民ワークショップの報告書

③長期ビジョン（案）

④前期アクションプラン（案）

⑤新計画（案）及び新戦略（案）

⑥伊勢崎市総合計画本編及び概要版の原案

⑦令和6年度業務報告書

⑧その他、市と協議し決定した書類

※成果品の電子データはCD-Rによる提出とする。

※PDF形式に変換したもののほか、作成したデータをMicrosoft Word形式
Microsoft Excel形式、Jpeg形式などで格納すること。

9 その他

(1) 本事業の実施にあたっては、関係法令等を遵守すること。

(2) 本事業の実施にあたり計画に変更が生じた場合、または本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度速やかに当市と協議を行い、事前に当市の了解を得た上で業務を遂行すること。

(3) 事業実施過程で本仕様書の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様書の変更に応じること。

(4) この仕様書は事業を提案するにあたり、必要最低限の事項を掲載しており本仕様書に掲載のない事項についての提案を妨げるものではない。

(5) 本業務で得た全ての成果物については、伊勢崎市に帰属するものとし、市の許可無く第三者に譲渡、貸与または公表してはならない。

(6) 個人情報の取り扱いについては、伊勢崎市個人情報保護条例に基づき適正な個人情報の取り扱いを行うこと。

(7) 成果品に誤りや不備が発見された場合は、業務完了後であっても受託者の責任において無償で訂正を行うこと。

(8) 業務体制については、本市担当者と連絡を密にし、常に連携がとれる窓口を設置すること。また、業務目的を十分に理解の上、適正な人材の配置を行うこと。

(9) その他、事業目的を達成するために効果的な業務を行うこと。